

令和 7 年 7 月 1 日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

認定こども園 嬉野幼稚園
園長 長島 秀樹

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 6 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※令和元年 10 月より 3 歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により 0 円となっています。

(参考) 「法定代理受領」通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。

・嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月 22 日条例第 55 号)第 14 条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、実績を御報告するものです。

なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和6年度の公定価格の額について

当園における令和6年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

令和6年度 公定価格(一人当たり月額)

施設名： 認定こども園 嬉野幼稚園

(単位：円)

給付単価区分		年次	保育 必要量	各月単価											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認定こども園	教育標準 時間認定	4歳以上児	教育標準 時間	207,890	207,890	207,160	170,540	176,610	176,610	176,610	168,840	164,470	164,470	164,470	170,550
		3歳児		217,080	217,080	225,390	179,730	185,800	194,840	185,800	174,390	170,020	170,020	170,020	176,100
		2歳児		281,280	281,280	280,400	243,930	250,000	249,850	185,800	174,390	170,020	170,020	170,020	176,100
	保育認定	4歳以上児	保育標準 時間	57,720	57,720	51,650	51,610	57,680	57,580	57,490	54,950	55,000	55,000	55,000	59,530
		3歳児		66,480	66,480	69,170	60,370	66,440	75,100	66,250	60,180	60,230	60,230	60,230	64,760
		1、2歳児		130,960	130,960	130,960	130,920	130,920	130,820	130,730	130,730	130,780	130,780	130,780	135,310
		乳児	219,700	219,700	219,700	219,660	219,660	219,560	219,470	219,470	219,520	219,520	219,520	224,050	
		4歳以上児	保育 短時間	51,620	51,620	45,550	45,510	51,580	51,480	51,390	48,850	48,900	48,900	48,900	53,430
		3歳児		60,380	60,380	63,070	54,270	60,340	69,000	60,150	54,080	54,130	54,130	54,130	58,660
		1、2歳児		125,010	125,010	125,010	124,970	124,970	124,870	124,780	124,780	124,830	124,830	124,830	129,360
乳児	213,750	213,750		213,750	213,710	213,710	213,610	213,520	213,520	213,570	213,570	213,570	218,100		

保護者の皆様へ

認定こども園嬉野幼稚園

園長 長島 秀樹

令和6年度における施設等利用費の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が嬉野市から代理受領した施設等利用費の額は、以下のとおりとなります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

59,850円

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設等利用費については、施設等利用給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に子ども・子育て支援に要する費用に充てるため、市から園に対して直接支払いを行っています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第56条第2項及び第57条により、特定子ども・子育て支援施設等は、法定代理受領した施設等利用費の額について、施設等利用給付認定保護者に通知しなければならないこととなっています。